

子ども時代の逆境体験の個人と社会に及ぼす影響

連続市民公開講座開催報告書

宇都宮大学国際学部国際学科2年 榊原彩加、林 亮太郎

2019年5月16日に、認定NPO法人国際子ども権利センターより、認定講師・臨床心理カウンセラーの園田京子様をお招きし、宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センターが主催し、藤井広重先生の講義にて「子ども時代の逆境体験の個人と社会に及ぼす影響」と題して市民公開講座が開催された。本市民公開講座では、学生研究サークルUtsunomiya International Peace and Justice（宇都宮国際平和と司法研究会）が司会を務めさせて頂き、代表して榊原と林が報告書を執筆することとなった。

講演会を総括する中で不可欠となる前提知識として、国連子どもの権利条約が挙げられた。生きる権利（すべての子どもの命が守られる）、育つ権利（能力を十分に伸ばし成長するための支援を受ける）、守られる権利（暴力や搾取、有害な労働から守られる）、参加する権利（自由な意見の表明や団体の結成）の4つを基軸としたこの条約は、2019年現在、世界196の国と地域が批准しており、世界で最も批准国が多い条約として機能している。

特に園田様が強調しておられたのが「参加の権利」である。子どもは守るべき存在だけでなく行動の主体でもあり、社会の担い手としての位置づけもなされるべきと言う考えから、社会活動への参加の権利があるとされている。具体的には、意見の表明（12条）、表現する権利（13条）、集会を開く、グループを作る権利（15条）、適切な情報に十分アクセスできる権利（17条）によって規定されるものである。しかしながら、この参加の権利は、子どもが無責

任になり親の権威がなくなる、権利の主張ばかりをし、義務を果たさなくなるなどの観点から、家庭、学校、社会で浸透していないという。

続いて園田様は、ACEsの研究についてお話された。ACEsとは、子ども時代の逆境体験のことである。逆境体験には、身体的・精神的・性的虐待や、物理的・精神的な育児放棄、家庭内の環境などによる困難な経験などがあり、これらは中長期的に心身の健康状態や生活習慣に影響する。ACEsの研究では、年を重ねるほどACEsの影響が出ること、病気や精神疾患にかかり易くなること、犯罪被害に遭いやすくなるという結果が出ている。これらのことから、園田様はACEsの放置は健康的に生きられない人の増加につながるため、社会全体に悪影響が出るのではないかと懸念されていた。つまり、虐待や育児放棄は、主に家庭内のことで家庭内のみの問題ではなく、社会全体に影響しうる深刻な問題なのである。これは単なる予想ではなく、実際に研究者などによって1年間の損失額が算出されている。



ACEsを体験した子どもが中長期的に影響を

受けないために必要なことで、私たちができることは、そのような子どもへの選択肢の提供と支援であると園田様は主張された。ACEsを経験していることで、その人の評価が下げられてしまうことがあるらしく、そのような差別は結果的に彼らに不利益な選択をさせてしまう。また、このことがACEs経験者の社会との関わりを遠ざけてしまう。これらのことから、ACEsの理解者が1人でも増えれば、ACEsの克服につながる事がわかる。また、虐待を受けている子どもは、虐待から身を守るためにその脳を縮小させてしまう。これにより社会生活、感情認知面での障害が発生し、不健康な生活を送ることで、病気や社会問題を起こすようになり最終的には早すぎる死に至る危険性がある。この最悪の事態を防ぐために必要なことが社会からの支援である。脳には可塑性があるため、自己肯定力を高めれば神経回路が発達し、縮小した脳をもとに戻すことができる。ACEsを経験したら終わりではなく、回復の道が存在するため、どれだけ多くのACEs経験者にカウンセリングなどを提供できるかが問題である。早期的な支援はもちろんのこと、ACEs経験者に対する出産前の両親教室の実施など人生の段階に合わせた支援も必要である。園田様は、このような選択肢、支援の提供は大人として国際市民としての責任であると述べられた。



(榑原、林による司会)

今回の講演を通して、不利な状況に陥ってしまった子どもへの支援の重要性が分かった。子どもの権利条約が定められているように、子どもの権利の大切さは国際社会全体が認めていることだが、そこには決して道徳的問題だけではなく、子ども時代の逆境体験を放置しておく、社会機能が落ちてしまうという社会の利益に関わる問題でもあるのだ。日本は、紛争下にある国とは違い、生まれながらにして逆境に立たされてしまうということはないため、一つ一つのACEsの芽をつぶしていくことが大切なのではないか。現代の日本は、核家族化やご近所づきあいの減少で、親の子育ての負担が大きくなったり、子育ての状況が外部からあまり見えなくなったりしている。このような現状だからこそ、園田様のおっしゃる通り、社会全体としての取り組みが重要になってくると感じた。

最後になってしまったが、この度講演してくださった園田京子様、この講演会を開催してくださった宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センターの皆様には謝意を表す。



(宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター 鄭安君コーディネーターによる開会あいさつ)

宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター

連続市民公開講座のお知らせ！

子ども時代の逆境体験が個人と社会に及ぼす影響

日時：2019年5月16日(木)16時10分-17時40分

場所：宇都宮大学峰キャンパス5B12(5号館B棟1階)

(アクセス：<http://lgec.utsunomiya-u.ac.jp/lc/access.html>)

5月16日、国際子ども権利センター（シーライツ/C-Rights）認定講師の園田京子氏をお招きし、子どもの権利条約を紐解きながら、子ども時代の逆境体験（ACEs）による脳と中長期的な心身への影響が、社会に与えている損失についてご講演いただきます。米国NM州公認の臨床心理カウンセラーでもある講師の現場でのご経験を共有していただきながら、子どもの権利についての理解を深め、いま一度、我々大人の責任について考えてみましょう。



講師 園田京子

国際子ども権利センター（シーライツ）認定講師
米国ニューメキシコ州公認 臨床心理カウンセラー

2004年米国コロラド大学デンバー校カウンセリング心理学修士号取得。2005年に米国ニューメキシコ州公認心理カウンセラー免許を取得。2006年にアジア系移民支援する非営利団体を設立し移民の適応支援、特に犯罪被害者支援とカウンセリングにあたる。また、愛着を促進するCircle of Security Parenting、Theraplayなど米国の主な子育て法の研修を修了。2016年に日本に帰国。現在、東京英語いのちの電話で在日外国人を対象としたカウンセリングも提供。

*シーライツ/C-Rightsは、すべての子どもがあらゆる暴力から守られ、子どもの権利、特に参加の権利を実現していく社会を目指す、認定 NPO 法人です。藤井研究室の学生もボランティアとしてお世話になっています。詳細はこちらを御覧ください(<http://www.c-rights.org/>)。

本市民公開講座は、国際学部専門科目「国際人権論」、基盤教育科目「国際化と人権」および藤井広重研究室所属学生の学びの一環として開催されますが、他学部や一般の方の参加も歓迎いたします。先着順とし、参加申し込みは必要ありません。直接講義室にお越しください。

***小さなお子様との参加も大大大歓迎です！**

ご自由に入退場ください。

本講座の問い合わせ先：藤井広重 (fujih@cc.utsunomiya-u.ac.jp)

藤井研究室HP：<https://www.fujih.com/>

